

お知らせ

令和 7 年 4 月から入院時の食事負担金が変更になります。

厚生労働省告示の改正にともない、令和 7 年 4 月 1 日から入院時の食事代（入院時食事療養費）が以下のとおり引き上げられます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【 70 歳以上 】

被保険者の所得区分			令和 7 年 3 月末以前	令和 7 年 4 月より
現行並み 所得者	Ⅲ	3 割	1 食 4 9 0 円	1 食 5 1 0 円 ※1
	Ⅱ			
	Ⅰ			
一般	Ⅱ	2 割	1 食 4 9 0 円	1 食 5 1 0 円 ※1
	Ⅰ	1 割		
低所得者	Ⅱ	1 割	1 食 2 3 0 円	1 食 2 4 0 円 ※2
	Ⅰ		1 食 1 1 0 円	1 食 1 1 0 円

【 70 歳未満 】

被保険者の所得区分	令和 7 年 3 月末以前	令和 7 年 4 月より
区分 ア	1 食 4 9 0 円	1 食 5 1 0 円 ※1
区分 イ		
区分 ウ		
区分 エ		
区分 オ	1 食 2 3 0 円	1 食 2 4 0 円 ※2

※1 難病患者・小児慢性特定疾患患者の場合 1 食 3 0 0 円

※2 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える場合 1 食 1 9 0 円



社会医療法人社団 蛭水会

名戸ヶ谷あびこ病院

NADOGAYA ABIKO HOSPITAL